

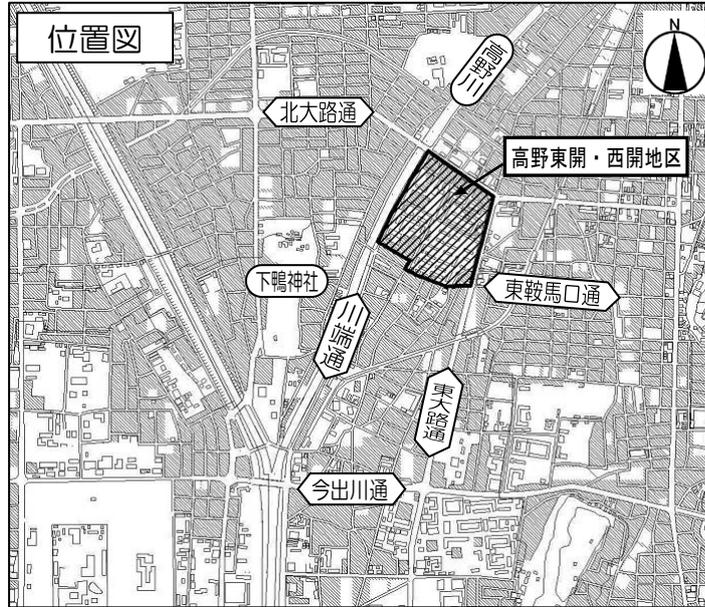
高野東開・西開地区地区計画

都市計画法第58条の2
に基づく届出について

必要・不要

【お問合せ先】 京都市都市計画局都市企画部都市計画課 Tel (075) 222-3505
〒604-8571 京都市中京区寺町通御土上本輪寺前町488

位置：京都市左京区田中西大久保町，高野東開町及び高野西開町の各一部
面積：約19.4ヘクタール



【地区計画の目標】

当地区は、自然豊かな高野川の東岸に位置し、北大路通、東大路通、川端通、東鞍馬口通に囲まれ、旧鐘淵紡績京都工場の跡地の赤れんが広場を中心に集合住宅や個人住宅が高密度に立地し、また、幹線道路沿いには日常生活を支える大型商業施設等が立地しており、生活利便性が高く良質な住環境が形成されている地区です。

このような地区において、地区計画を策定することにより、緑豊かな潤いある空間を守りつつ、多くの世代がのびのびと和やかに暮らし、地域の絆や連携を深めながら、将来にわたり静かで住みよい環境と良質なにぎわいが共存するまちを目指します。

【区域の整備・開発及び保全の方針】

○土地利用に関する方針

緑地やオープンスペースを大切にし、幅広い世代が心豊かに安心して暮らすことができる環境づくりを目指します。

○地区施設の整備の方針

赤れんが広場を中心に将来にわたり緑豊かな自然を守りつつ、静かで落ち着いた良質な歩行者空間の形成を図ります。

○建築物等の整備の方針

建築物等の用途を制限することにより、A地区、B地区及びC地区では、静かで落ち着いた住環境の保全を図り、幹線道路沿道であるD地区においては、高い利便性を備えながらも、周辺の住宅地と調和する活気ある良質なにぎわいの創出を図ります。

【地区整備計画】

地区施設の配置及び規模		緑道 約5,500平方メートル
地区の区分	地区の名称	A地区
	地区の面積	約8.9ヘクタール
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業の用に供するもの</p> <p>(2) 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの</p> <p>(3) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に定める運動施設</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの</p> <p>(7) 自動車修理工場</p> <p>(8) 京都市建築基準条例第34条第2号、第3号及び第5号に掲げる店舗</p> <p>(9) 葬祭場</p>
地区の区分	地区の名称	B地区
	地区の面積	約3.7ヘクタール
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 風営法第2条第1項に規定する風俗営業の用に供するもの</p> <p>(2) 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの</p> <p>(3) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(6) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に定める運動施設</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの</p> <p>(9) 自動車修理工場</p> <p>(10) 京都市建築基準条例第34条第2号、第3号及び第5号に掲げる店舗</p> <p>(11) 葬祭場</p>

地区の 区分	地区の名称	C地区
	地区の面積	約2.8ヘクタール
建築物等 に関する 事項	建築物等 の制限 用途	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 風営法第2条第1項に規定する風俗営業の用に供するもの (2) 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの (3) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3に定めるもの (7) 自動車車庫（建築物に付属するものを除く。）で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分にあるもの (8) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に定める運動施設 (9) 自動車教習所 (10) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの (11) 自動車修理工場 (12) 日刊新聞の印刷所 (13) 京都市建築基準条例第34条第2号、第3号及び第5号に掲げる店舗 (14) 葬祭場
		地区の 区分
	地区の面積	約4.0ヘクタール
建築物等 に関する 事項	建築物等 の制限 用途	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 風営法第2条第1項に規定する風俗営業の用に供するもの (2) 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの (3) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

【地区計画及び地区整備計画 区域図】

